



つくばみらい市告示第 **117**号

市道路線の名称変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、道路の路線を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月30日から15日間（土日祝日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

つくばみらい市長 小田川 浩



1. 路線名 別紙のとおり
2. 道路の区域 別紙のとおり

市道路線の名称変更調書

整理番号	新路線名	旧路線名	起点	終点
1	市道13595号線	市道13594号線	板橋2319番地先	板橋2320番2地先
2	市道24487号線	市道22487号線	筒戸1942番11地先	筒戸1942番9地先